名称　関門航路第三十五号灯浮標
位置
所在地　関門港長府区（部埼灯台の北西方約二・五キロメートル）
北緯　三三―五八―五八
東経　一三一―〇〇―一五
変更した事項
位置　正規位置の一一四度約六二〇メートル
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　本灯の下方に、数字の35を電光表示している。
変更年月日　平成二十七年十月二十日
記事　一時変更

名称　羽後三埼灯台
位置
所在地　山形県飽海郡遊佐町（三埼）
北緯　三九―〇七―〇四
東経　一三九―五二―一五
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
七・五海里
変更年月日　平成二十七年十月二十一日

名称　相馬港松川浦南防波堤灯台
位置
所在地　福島県相馬港（松川浦南防波堤外端）
北緯　三七―五〇―一四
東経　一四〇―五八―三六
変更した事項
変更年月日　一時撤去中のところ復旧
平成二十七年十月二十一日

名称　明石海峡航路中央第三号灯浮標
位置
所在地　平磯灯標（兵庫県神戸市）の南西方約二・七キロメートル
北緯　三四―三六―〇六
東経　一三五―〇二―五四
変更した事項
光達距離　六〇〇カンデラ
八・〇海里
変更年月日　平成二十七年十月二十二日

名称　因島大橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　大浜埼灯台（広島県尾道市）の東方約六二〇メートル
北緯　三四―二一―二六
東経　一三三―一〇―四八
変更した事項
光達距離　六〇カンデラ
四・五海里
記事　一　薄暮、薄明時は、光度一、六〇〇カンデラで点灯する。
二　通航船に対し橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚下部に設置し、橋脚を照明している。
三　本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター管理
変更年月日　平成二十七年十月二十二日

名称　江埼灯台（兵庫県淡路市）の北西方約二・一キロメートル
位置
所在地
北緯　三四―三七―二〇
東経　一三四―五八―五四
変更年月日　平成二十七年十月二十一日

名称　明石海峡航路中央第一号灯浮標
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
光達距離　六〇〇カンデラ
八・〇海里
変更年月日　平成二十七年十月二十二日

○海上保安庁告示第八十二号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL　84　ざんば」を「PL　84　ざんばたらまいけまいらぶ」に、同表特殊警備救難艇の項中「MS　01　きぬがさ」を「MS　01　きぬがさ　MS　02　さいかい」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十一月二十五日から施行する。

変更年月日　平成二十七年十月二十二日

名称　大浜埼灯台（広島県尾道市）の東方約六二〇メートル
位置
所在地
北緯　三四―二一―二六
東経　一三三―一〇―四八
変更した事項
光達距離　六〇カンデラ
四・五海里
記事　一　薄暮、薄明時は、光度一、六〇〇カンデラで点灯する。
二　通航船に対し橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚下部に設置し、橋脚を照明している。
三　本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター管理
変更年月日　平成二十七年十月二十二日

○関東地方整備局告示第三百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十六日

関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十七年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用の区間　図面縦覧場所
四百六十八号　横浜市栄区公田町字荒井沢一〇〇〇番一から同市栄区公田町字中谷八四九番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○中国地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十六日

中国地方整備局長　丸山　隆英

その関係図面は、平成二十七年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百八十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市門田字三ツ溝二九一番三から同市門田字三ツ溝三〇六番一まで	前	一三・六〇～二一・八〇メートル	一・一三キロメートル
	後	一五・〇〇～三〇・二〇	一・一三

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十六日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
筑後市大字野町字納楽六六一番一から同市大字野町字松ノ下七七八番まで	前	一一・五〇～四二・四五メートル	〇・三五三キロメートル
	後	一一・四六～四三・〇〇	〇・三五三

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十六日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名　供用の区間　図面縦覧場所
二百九号　筑後市大字野町字納楽六六一番一から同市大字山ノ井字トノヱ三九〇番一一まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月十六日